

承認第10号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和2年5月26日提出

木津川市長 河井 規子

専決処分書

議会の議決すべき下記の事件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年5月6日

木津川市長 河井 規子

記

木津川市介護保険条例の一部改正について

木津川市条例第18号

木津川市介護保険条例の一部を改正する条例

木津川市介護保険条例（平成19年木津川市条例第113号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成31年度及び平成32年度の各年度」を「令和2年度」に、「22,300円」を「19,100円」に改め、同条第3項中「平成31年度及び平成32年度の各年度」を「令和2年度」に、「36,600円」を「31,800円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 改正後の木津川市介護保険条例第4条の規定は、令和2年度以降の年度分の保険料から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

（木津川市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 3 木津川市介護保険条例の一部を改正する条例（平成31年木津川市条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

参考資料（承認第10号）

木津川市介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

(新)	(旧)
第1条～第3条（略） （保険料率）	第1条～第3条（略） （保険料率）
第4条 平成30年度から <u>令和2年度</u> までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。	第4条 平成30年度から <u>平成32年度</u> までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。
（1）～（14）（略）	（1）～（14）（略）
2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る <u>令和2年度</u> における保険料率は、同号の規定にかかわらず、 <u>19,100円</u> とする。	2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る <u>平成31年度及び平成32年度の各年度</u> における保険料率は、同号の規定にかかわらず、 <u>22,300円</u> とする。
3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る <u>令和2年度</u> における保険料率は、同号の規定にかかわらず、 <u>31,800円</u> とする。	3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る <u>平成31年度及び平成32年度の各年度</u> における保険料率は、同号の規定にかかわらず、 <u>36,600円</u> とする。
4・5（略）	4・5（略）
第5条～第18条（略）	第5条～第18条（略）

木津川市介護保険条例の一部を改正する条例（平成 31 年木津川市条例第
16 号）の一部を改正する条例新旧対照表（附則第 3 項関係）

(新)	(旧)
本則（略）	本則（略）
附 則	附 則
1 （略）	1 （略）
（経過措置）	（経過措置）
2 改正後の木津川市介護保険条例第 4 条の規定は、 <u>令和元年度</u> 以降の年度分 の保険料から適用し、平成 31 年度以 前の年度分の保険料については、なお 従前の例による。	2 改正後の木津川市介護保険条例第 4 条の規定は、 <u>平成 31 年度</u> 以降の年度 分の保険料から適用し、平成 30 年度 以前の年度分の保険料については、な お従前の例による。